

2x103

2/54  
206

目次	
各新聞雜誌	二丁
定價一覽表	二丁
勅語	三丁
貴族院奉答	三丁
衆議院奉答	三丁
議會開院式祝賀表	三丁
山縣總理大臣演說	三丁
松方大藏大臣演說	三丁
新井章吾氏質問趣意書	七丁
四大臣答辯演說	八丁
貴族院議員各位年齡任所	卅四丁
衆議院議員族籍任所年齡及宿泊所	四十六丁
公衆傍聽規則	六十九丁

# 期初帝國議會

券

四年

得  
宿所氏名ト  
コトヲ得ス  
コアルコト  
スルモノトス















々々安危存亡。所繫極大矣。夫議會之長。任天下之責。當一國之衝。豈不重耶。非材且賢者不能也。伏惟 議長閣下。夙夜不懈。上感激 天皇陛下所以見擢拔之慮。下洞察國家人民所以委托其躬。以奏代議制度之實効。以副天下之望。謹上表陳賀以聞。特別認可私立東京專門學校生徒誠惶誠恐頓首頓首上表  
明治廿三年十一月廿九日

### 山縣總理大臣の演説

諸君我が天皇陛下が至仁なる聖慮に依り千歳不磨の大典を立てさせられ今日諸君と俱に此に相會するを得るの實に國家の爲に慶賀措くこと能はざる所に於て亦本官の幸榮とする所あり  
本官の今内外の政務を關し聊方針を略述するの期會に遭遇せり政府の執る所の政策の既に開院の勅語に於て之を示明せられたるを以て更に本官の辨明を要せずと雖も其の二三の要點に關し此に梗概を叙述し以て諸君の公平なる判断を煩さんと欲す  
顧みるに舊幕府の鎖港の主義を取り以て三年間の進歩を遲緩ならしめたることを免れず太政官の字内の大勢と相背馳して實は三年間の進歩を遲緩ならしめたることを免れず太政官の維新の時に膺りて一旦世運の變遷を察して此の方向を一變するや吾人を過去數百年間に延滞したる負債を償還するに其の及ぶ限りの短日月を以てせんことに努力したり而して吾人が今尙諸君と與に背に負荷せしるの至重の義務に未だ其の半を終ふるに至らず幸に上を追ひ以て今日あるを致したり想ふに實際施設の緩急及方法に至ては人各々見所あり互に出入異同あるを免れざる所なりと雖も其の趨勢の範圍の内在りて一大軌道の外は超出するを得ざるものなること本官の斷言するに躊躇せざる所なり  
歳計豫算に付ては吾人の固より憲法及法律勅令を保持するの責任を負へり今政府より二十四年度の總豫算を提出せんとするに當り本官の諸君の慎重公平なる審議協賛に倚信する者なり

豫算歳出額の大部分を占むるもの陸海軍に關する經費とす茲に將來の爲め政府の所見を吐露して以て諸君の注意を求めんと欲す今の時に當り行政及司法の制度の之を整備して其運用を敏活ならしめ農工及通商の業務の益々之を獎勵作興して以て國の實力を養ひざるべからず故に内治の一端も之を忽ふすべからざるなり同時は國家の獨立を保持し國勢を振張するの亦た吾人の共同目的の一面にして此の一定の方嚮の獨り政府の離る可らざる所の針路たるのみならず將來政治上の局面の何等の變化を現出するも凡そ我が帝國の臣民たる者の同心戮力して其の進線を湊合し同一の軌軌を踏で永遠に此の共同目的を達することを怠らざるべきなり  
蓋國家獨立自衛の道の一に主權線を守禦し二に利益線を防護するに在り何をか主權線と謂ふ國疆是れなり何をか利益線と謂ふ我主權線の安全と緊く相關係するの區域是れなり凡る國として主權線を守らざるは又均しく其の利益線を保たざるはなし方今列國の間に獨立を國家の獨立を維持せんことを獨り主權線を守禦するを以て足れりとせず必や亦利益線を防護せざる可らず今者吾人果して主權線を守るに止まらず亦利益線を保ち以て國の獨立を完全ならしめんとせば其の事固より一朝空言の能くすべからざるなり故に陸海軍費の爲に巨大の金を積み尺を累ねて成蹟を見るの地に達せざるべからざるなり故に陸海軍費の爲に巨大の金を積み尺を累ねて成蹟を見るの地に達せざるべからざるなり故に陸海軍費の爲に巨大の上を敘述し來りたる要點の其の大體に於て諸君の協同一致する所なるの重大なる責任を以て此の責務を盡さんか爲る吾人の境遇は隨伴する一己の利益を犠牲よし公是の在る所を求め相共に胸襟を開き底蘊を盡し以て歸一の點を得んこと豈難しとせんや諸君幸に諒察せられよ

### 松方大藏大臣の演説

諸君明治二十四年度の歳計豫算を提出するに當り本官の諸君と對之茲に其大要を陳述せん



とす  
 二十四年度の歳入總計の本案並追加案を併せて  
 八千三百一十一萬四千餘圓  
 其歳出總計の  
 八千三百七十五萬五千餘圓  
 よして差引歳入の超過高  
 三萬九千餘圓  
 とす

之を前年度即ち二十三年度の總豫算と比較すれば歳入は在ての  
 百九十五萬六千餘圓  
 を減し歳出に在ての  
 百八十二萬七千餘圓  
 を減せたり  
 歳入歳出の前年度に對する増減の理由等ハ豫算の首めハ載せたる説明並附屬の参照書類よ  
 て了解せらるへく其他詳細の事ハ委員會よ於ての説明は讓るへしと雖とも豫算追加案とし  
 て提出したる軍艦製造費、鐵道建設費、電信線新設費の財源は付てハ殊も諸君の注意を求む  
 べきものあり  
 軍艦製造費ハ  
 五百二十一萬餘圓  
 を二十四年度より向ふ五箇年間ハ支出し鐵道建設費ハ  
 二百五十萬圓  
 を二十四年度二十五年度の兩年度ハ支出し電線新設費ハ  
 十八萬圓  
 二十四年度中ハ支出するの計算よして合計  
 七百八十九萬餘圓

の金額を要するものなり  
 此の如き巨額の臨時費ハ目下經常歳入を以て支辨するの道なく其財源ハ之を臨時の方法に  
 求めざるを得ず  
 然るも幸よして二十一年度よ於て  
 三百六十二萬餘圓  
 二十二年度よ於て  
 四百二十七萬餘圓  
 合計  
 七百八十九萬餘圓  
 の剩餘あるを得たり此れ其重なる原因ハ工業貿易俄よ發達の狀を呈し歳入ハ意外の増加を  
 生せしよ在り  
 此の兩年度の好結果ハ曾て豫期せざる所なれハ政府ハ前陳の臨時必要事業の經費ハ充つる  
 か爲め此剩餘金を使用するハ當を得たりと思考し茲ハ追加豫算案を提出するに至りたり  
 諸君幸よ其計畫を賛成せらるゝよ於てハ更ハ國債を募集し若くハ租税を増加するを要せ  
 ずして此必要なる事業を施行するを得べきなり  
 豫算は付てハ諸君の精密なる調査と公平適當の決議あらんこと本官の切望する所なり  
 次に國債の實況及紙幣整理の顛末ハ財政上重要な關係あるを以て聊其要領を略陳すへ  
 維新以來本年八月に至るまでの内外國債の總額を合算すれば  
 三億九千九百萬餘圓  
 の巨額に及ひたりしか其既ハ償還を了りしもの  
 一億四千五百萬餘圓  
 にして差引現在高  
 二億五千四百萬餘圓  
 其内外國債ハ屬するものハ  
 五百萬餘圓



よ過ぎざるなり

右現在高  
二億五千四百萬餘圓  
よ本年紙幣償却の爲め無利息よて日本銀行より借入れたる金額

二千二百萬圓  
を加ふれり總計  
二億七千六百萬餘圓

抑經常歳入を以て支辨之難き臨時の必要よよりて國債を起すの國家の經歷上免るゝ能はざる所なれり平素無事の日にて成るべく負債を減却することを務むるの財政上尤も注意すべきの要點なり

我政府は此に注意し明治十一年より以來年々必ず  
二千萬圓  
以上を以て國債元利の支拂ふ充つべきの議を定め今日よ至るまで之を履行して間斷なかり

き今後猶此の主義を確守するべきなり  
二億七千萬餘圓  
の國債は今より大凡三十ヶ年内よ悉皆償還し得べきの割合なり

紙幣の整理は政府の財政上從前尤も困難を極めたりしが幸よ今日よ於て殆ど完結の望あるに至れり政府は維新以來政治上已むを得ざるの必要に迫られ前後發行せる紙幣の總額は無慮  
一億二千萬餘圓  
の多きよ達せしも漸次よ整理の賢効を擧げ明治十九年よ至て兌換制度を斷行することを得たり

其發行總額の内  
千四百萬餘圓  
公債證書に引換へ  
の四千三百萬餘圓  
の正貨を以て交換し  
の二千四百萬餘圓  
の直に消却付したり差引殘額仍  
の四千萬餘圓  
の内  
八百萬餘圓  
は五十錢以下の小紙幣よして政府は年々經常歳入より  
百萬圓  
つゝを支出し其償却費金に充つるの計畫を定め二十三年度より施行し  
三千二百萬圓  
は一圓以上の紙幣にして現よ同額の資金を國庫よ備へ何時よても交換し差支なし今より後  
ち此計畫を變ずること無くんば數年を出てすまて紙幣の全額を擧げて全く消却するを得る  
よ至るべし

諸君よ財政は百般政務と相須つて離る可らず且變化極りなき經濟世界よ處するの事業よし  
て其關係する所極めて廣く極めて重し加之我國目下の位地よ於ては各國と異り財政は經濟  
に未だ十分自由ある運動を爲す能はざる特別の困難あるを以て殊に慎重を要すると同時に  
又世の進運に伴ふて改良發達するの注意なかるべからず故よ諸君と俱に誠意を盡し互に肝  
膽を吐露せ以て前途の整理と進歩とを謀り我帝國の財政をして益々鞏固安全なるよ至らし  
めんことを欲す

總理大臣への質問

廿三年十二月六日山縣總理大臣が衆議院に於て爲したる演説の旨趣に對し更よ議會の決議  
を以て質問せんと新井章吾氏等外三十余人の議員諸子が去九日中島議長まで差出したりと



云其質問案の左の如し

### 質問主意

去る六日衆議院に於て演説せられたる要旨の畧之を解するを得たりと雖も之に依りて以て内閣施政の方針を知了すること甚難しとす所あり而して今や議會に於て議案を審議せんとするに當り先きに内閣施政の方針を熟知すること最も重大必要の事と被存候依て左の大綱を列擧し及質問候

- 一 高等教育を主とせらるゝか將た普通教育を主とせらるゝか
- 一 殖産興業の方針
- 一 積極の方針を取らるゝか將た消極の方針を取らるゝか
- 一 海陸軍の方針
- 一 軍備の擴張の單に防禦の必要を止めらるゝか而して海陸軍孰れか主とせらるゝか
- 一 或の海陸軍并擴張せんとせらるゝか
- 一 條約改正の成行及ひ之に付將來内閣の方針如何右議院法第十章第四十八條に依り質問候間速に御返辨相成度希望候也

明治二十三年十二月九日

衆議院議員  
贊問者

新井 藩 山 工 西 河

井 生 田 藤 瀧 島

章 武 行 爲

吾 仙 甫 幹 藏 醇

外二十六名

### 衆議院に於ける四大臣の演舌

十二月九日新井章吾氏等の發議に依り陸海文部及び外務の諸大臣に對し爲たる衆議院の質問に應し全月十六十七の兩日當局の諸大臣が爲したる答辨の要領の左の如し

#### 大山陸軍大臣の答辯

先日新井章吾君外三十二名よりの質問に對し海軍の海軍文部と夫々主務省より答辨する等本官の爰は陸軍の方針を答ふる事と爲せり抑々今日我帝國軍備の目的は國權の防禦自衛に在り此目的を達せんには必一定の方略を依るものならず機を臨み變に應じ戰防上攻勢或は守勢變化極りあり

夫陸海兩軍の車輪の如く鳥の雙翼の如し決して孤立偏頗のものにあらず亦主客の別ありとすべし此編制完備の期は將に近きにあらんとす但海岸防禦兵器製造陸地測量等の如き大專業の未だ央にも到らざるなり是等の漸次諸君の協賛に依り財政の許す限り追々歩を進め完備に到らんことを本官極めて熱望する所あり

#### 樺山海軍大臣の答辯

兵事の總べて臨機應變を尙ぶものなれ攻守必しも一途に出ること能はず左れば其目的の守るに在りと雖も時としては攻むるの必要なしとも云ふ可からず兎に角其邊の事は所謂軍事上の秘密に屬して爰に明言すべき限りならず而して我國に於ける軍備は無論自衛防護を以て目的となし只管國の獨立を全ふせんとするの外ならざるなり

然り而して其軍備の海陸孰れを主とするかハ輒近世上一問題と爲り或は陸軍と云ひ或は海軍と云ひ議論紛々たれども政府に於ては必しも之を一定せず蓋し兵の海陸あるは猶ほ車の兩輪あるが如く雙方共全きものにあらざれば以て其用を爲す能はず勿論局部より立入りて之を論ずるときは地の利若しくは戰の模様等は依りて主として其一方を用ひざる可からざることをあれども國防全體の上より言ふときは必しも一方に限らず而して之れが應用の如何に至りての亦逆がしめ言ふ可からざるものあり



次いで又我國は於ける從來の軍備の諸君も知らるゝ如く政府は重なる陸軍の方より力を用ひ  
たれども是れ畢竟時勢の然らざる所にして敢て怪しむるは唯現在の規模に從て之を充  
實補足せられたる如く陸軍の方より過ぎざる可からず然るに海軍の方より尙ほ其足らざる多  
今後は非とも國力の許す限り之を擴張せざる可からず然るに現在の軍艦は僅かに五萬餘噸  
難ければなり抑も我國が東洋に在りて能く其獨立を全ふせんとするは五萬餘噸の軍艦は  
軍艦の總噸數十二萬噸以上なる可からず然るに現在の軍艦は僅かに五萬餘噸の軍艦は  
之をして稍滿足の域に進まじむるに尙ほ更に七萬餘噸の軍艦に達することを能はず即ち  
之を艘數にして二十五艘の軍艦を新造するに六百萬圓の大金を要すること能はず而して  
其計書を全ふすに五千萬圓の程を尙ほ更に七百萬圓の大金を要すること能はず而して  
り一朝にして辨ずべからず考なきは以て最初の程を尙ほ更に七百萬圓の大金を要すること能はず而して  
見合すことに決せり尤も明治二十四年度より向ふ五箇年間の餘剩を幸ひ其差支なきを  
十六圓を支出し以て軍艦を造らんとするも此金を以て造る所の軍艦は巡洋艦二艘水雷艦三艘  
なりとて之を請求したるも六千七百五十噸の用を自然の數なれば右の軍艦製造費を擴張の  
なるがゆゑ其噸數も亦僅かに六千七百五十噸を生ずるは過ぎず斯くて此軍艦の出來上る頃には  
の軍艦にして老朽其用は堪へざるも戦時の用を供するのみならず海外居留人民の保護の如き執  
に海軍の擴張を必要とする所以に補給の爲め戦時の用を供するのみならず海外居留人民の保護の如き執  
あり例へば商船の保護の如き所なれども今日の有様に於ては第一に軍艦の不足なるが爲め  
れも皆海軍の當に爲す可き所なれども今日の有様に於ては第一に軍艦の不足なるが爲め  
を其邊に伸ばす能はず常には益々減縮するのみならず今日の有様に於ては第一に軍艦の不足なるが爲め  
書する所を左から彼か我海軍は益々減縮するのみならず今日の有様に於ては第一に軍艦の不足なるが爲め  
るを得ず左から彼か我海軍は益々減縮するのみならず今日の有様に於ては第一に軍艦の不足なるが爲め  
海軍の減縮を防ぎ他日若し時機の宜しきを得ば更に進んで擴張策を實行せんと欲するも  
十

なり今や内外の形勢を察すれば我が海軍の如き微力なるものにては決して安心すべからず本大  
臣の如き身其局に當り居るものにして其責を全ふすることを得んか否か常  
憂慮して措く能はず假りに若し外國の艦利兵を以て我國に擬するものあり此議事堂の如  
き處に向て彈丸を投ずるとせんか今日の有様に於ては殆んど之を防ぐことの一困難なるを危  
むるのなり左れば海軍擴張は實に目下焦眉の急とも云ふべきものにて若し遠慮なく本大臣  
の希望を言はしむれば日本の海軍は七十五艘の軍艦を備へべきものにて若し遠慮なく本大臣  
達せざるべからず然れば此の如きは容易に行ふべからず故に不充分ながら今更にして又  
十五艘の軍艦を造り其噸數も此の如きは十二萬噸に達せしめんとす計を起したるなり斯くて又  
愈々之を實行するの曉は軍港の如きも今日の儘にては不足なるが爲め尙ほ其數を増さ  
るべからず而して追々海防の事務を整理せしむるに付ては沿海最寄の地に海岸望樓を設け  
て海上變事を急報するの用に備ふる等幾多の事業附隨して起ると同時に費用も亦從て多  
を加ふるなり左れば諸君に於ても深く我が海防の事に熟慮を旋らし軍費支出の方法を講じ  
此計畫を成就せしめて以て我國を泰山の安きに置かんことを本大臣の熱望して措かざる所  
り新井氏外三十二名の質問に對して海軍擴張の方針を述ぶること此の如し

芳川文部大臣の答辯

新井章吾君外三十二名の議員諸君は政府に對し本月九日附の書面を以て教育の方針高等教  
育を主とせらるゝか將た普通教育を主とせらるゝかと質問せられたり依て本官は茲に政府  
採る所の方針を答辯して以て諸君の清聴を煩はさんとす  
抑々教育の國家に須要にして一日も忽諸君を煩はさんとす  
ける普通教育は兒童身體發達に留意して道徳教育及國民教育の基礎并其生活に必須なる普  
通の知識技能を授け以て國家の基礎を固くし其安寧を保ち臣民の幸福を進むるに於て  
を以て政府は普く全國の學齡兒童をして就學せしむるの法令を布き以て勸學を勉む將來に  
於ても尙督勵の務を怠らざるべし又年少子弟に於ける普通教育は實業に就き或は高等の學



校の制度は實に欲する者に須要なる學科を授くるを以て本旨とす方今立憲の政體は確立し自  
治の制度は實に欲する者に須要なる學科を授くるを以て本旨とす方今立憲の政體は確立し自  
殖産興業の途漸く開けんとするに於ては中等の教育は其必要なりとす故に政府  
は中學教育の督勵せざるべからざるは前に述べた如く亦大に力を用ゆる所ありとす  
普通教育の督勵せざるべからざるは前に述べた如く亦大に力を用ゆる所ありとす  
圖り各種専門業務の振興を遂て新なるものにして普通教育と敢て軒輊する所ありとす  
圖り各種専門業務の振興を遂て新なるものにして普通教育と敢て軒輊する所ありとす  
實を擧ぐるに臣民の智力を増進し有爲の人材を養成し以て國家の品位を高尚にし以て富強の  
むべきにあらざることを勉めざるべからざるは前に述べた如く亦大に力を用ゆる所ありとす  
之を要するに普通教育と云ひ高等教育と云ひ俱て高等教育を擴充し進歩せしめんとす  
せられんことを希望す

青木外務大臣の演説

諸君衆議院議員新井章吾君其の他諸君が本月九日附を以て我總理大臣山縣伯へ提出せられ  
し質議の簡條に於て其の中第四項の部分即ち條約改正の成行及び之の満足なるやうな  
何と云ふ問題に就て本大臣より答辯を望まれたり務めて拙者は諸君の満足なるやうな  
答辯を致したるに就て本大臣より答辯を望まれたり務めて拙者は諸君の満足なるやうな  
それよ就ては内閣の政事と違ひ外國の事と云ふものハ皆さん御承知の通り或區域は最も大  
新井章吾君が更には秘密を要する事柄が有りませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
なから此の事の答辯を私に試みませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
昨日政府委員の司法官笑作麟祥君が演説された時に陛下の大權云々と云ふ言葉が有り  
に諸君は(諸君と申しては當りませぬか)數名の方は然る可からずと云ふ言葉ありたか

のよう承りませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
が立つて居られませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
歐羅巴の意思を取りますか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
命を云ふ臺場を築いて其の中へ閉籠りて居りますか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
私に言ひたい又言はれぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
は輿論を聞け論を聞けと云ふ居りますか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
ふことには恐れながら我聖上の考へを以て此の大疑問と成る居りますか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
了見は一切有ませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
中に見て皆さんお分りなされるか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
秘密の只今新井君のお話の中へ秘密と云ふ思ひませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
判然と其の區別を果すは然らずと云ふ思ひませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
員は辭職せられたか其結果と云ふ思ひませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
まは是の條約改正問題と申すは今去る十八年前の起つて來ました源因は無論皆懐も御承知  
十九年前の條約改正問題と申すは今去る十八年前の起つて來ました源因は無論皆懐も御承知  
で御座りませぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
長くなるか知らぬか抑も承知の成立ちと云ふものは御出でなされぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
は何の様に云ふと云はぬか然らば先何のやうな此の仕事を行はせられぬか或は答辯を要する事柄が有りませぬか  
取りを願ひませぬか抑も我帝國に於ては貴君の御判断の中へ條約を結びましたのは安政元年でありませぬか



た西洋曆の千八百五十四年であり、其の條約と云ふものは何國と結んだか、と申し、  
り第一に亞米利加のモドール、ペリ、の條約第二は露西亞の條約であり、第三は露西亞の條約であり、  
と結んだ此の條約の性質は何のやうなる性質を持つた條約であるかと云ふことは、  
承知で御座り、當時の帝國的な有様たる無鎖國の時であり、  
を望み、一島の一小部の有様たる無鎖國の時であり、  
質で、一島の一小部の有様たる無鎖國の時であり、  
或は、一島の一小部の有様たる無鎖國の時であり、  
み入つたこと、少くも、  
外法權も、  
の形勢も、  
も安政五年と云ふものは、  
云ふ此條約と云ふものは、  
り、  
め、  
の條約、  
つた、  
其の、  
八日、  
互、  
方、  
あり、

館が當時若し、  
り、  
第十四條、  
一、  
當、  
な、  
條、  
す、  
の、  
思、  
で、  
の、  
が、  
相、  
の、  
如、  
云、  
が、  
と、  
承、  
た、















の同意をいなかつた故に亞米利加との條約と云ふものは水泡に歸したるものでありす其  
 後明治十三年にありまして外務大臣が替りまして井上伯爵が寺島伯爵に替つて外務大臣と  
 なりまして此の井上伯爵の條約改正案と申しまして一方に偏りない考へでありまして  
 一方に偏せすと申す趣意は即裁判權も拘泥しない又稅權にも拘泥しない此の二つの一  
 を回復すると云ふことのみでは事足らずいづれも回復したいものを以て井上外務卿は頗  
 かを程回復しなしたるものでありまして第二の疑問でありました之を以て井上外務卿は  
 主義を擴張しなしたるものでありまして東京に於て豫備會議と云ふものを開いたは是の  
 きまゝでは各條約國の同意を得ずして明治十四年十五年の際に於きましては開いたは皆  
 ん御承知の通りでありまして此豫備會議と云ふは何の爲め開かんと云ふものを豫備  
 外務卿が提出しなしたるの點まで應じ能ふか或は應じざる事柄かと云ふことは豫備  
 本帝國政府の請求に對する豫備會議に於きましては豫備會議の豫備會議の豫備會議  
 爲に集つたものでありまして豫備會議に於きましては豫備會議の豫備會議の豫備會議  
 一々此所に私に述べた時は豫備會議に於きましては豫備會議の豫備會議の豫備會議  
 事裁判權刑罰裁判權行政規則外交上居留規則及び借地法或は宗教不關する事項海關稅則  
 貿易上の諸件沿海貿易燈臺港並に港規則船稅或は外國船を日本入かとの様を手續で借入能  
 ふこと難破船に關する條局外中立に關すること締約の期限其締約の如きに至つては  
 此の井上外務卿時代の精神を往々誤解しなしたる如くありまして日本と各條約國との間  
 結んである所の條約の精神を往々誤解しなしたる如くありまして日本と各條約國との間  
 約の様と思ふたのでありまして然うではありません千八百五十八年の條約に於ては  
 其權を日本政府に於ては充分は取つてありなしたる如くありません千八百五十八年の條約に於ては  
 此權を張つて之を回復するまでには手廻らなかつた時でありません千八百五十八年の條約に於ては  
 條約改正が容易に出來ませぬ故に變つて慣習となり其慣習が又變つて權利となり凡そ基  
 礎と云ふ斯の如き誤解を生じたことでありません千八百五十八年の條約に於ては  
 此の條約改正の案を出したのでありません然るに又修飾を加へません千八百五十八年の條約に於ては

つたものでありませんか我々の用意が整はなかつたものでありませんかどうも我より要求した  
 ことはまだ條約各國に於て容易に之を容れやうと云ふ摸樣が見ななかつたのでありません其  
 にも關はらず井上外務卿は頗る力を盡しなして餘程勉強しなして談判を致した譯でありませ  
 す然るにどうも彼と是との協議が出來なかつた曉遂は或る二つの條約國から斯の如き案よ  
 しては或は我案も優つても居るかのやうに見えてありません  
 姑く其に依つて此提議案を基礎と致しまして更に明治十九年一月以來商議致したるものであ  
 りません但此商議たる當時御承知の通りの結果を持つて居るものでありません其重なるに裁  
 管轄の事項は關係した商議でありなした通商航海は關係して居る所の商議は當時拙者が條  
 約改正委員の第二の委員として通商航海は關係して居ることと當つて居つた譯でありませ  
 此事柄はまた公然各國の委員と商議をする間に持ち出すことは出來なかつた故に充分協議  
 するだけよハ運んで居らなかつたものである彼の欲する所は我の欲する所の彼  
 の欲せざる箇條があつて甚だ不完全なものでありません然るに明治二十年七月に至りま  
 て是の井上外務卿が思へらくどうも此條約の條款は何分帝國に於ては不利を感ずる夥  
 くて是で印をせられなしたる云ふ言葉を使ふの少し意味がありません斯ういふことを公然たる  
 て居つたのであらうと云ふ言葉を使ふの少し意味がありません斯ういふことを公然たる  
 書類を書き載せると云ふことの出來なかつたであらうと思ふ從つて其の人の考と云ふもの  
 を明瞭な職務上で見なしたる如き裁判區域に於ても檢束を免れぬ有様であつたならん此  
 を私が想像して見なしたる如き裁判區域に於ても檢束を免れぬ有様であつたならん此  
 の條約の中は這入つて調印したなら拙者は推量しません其の時の條約は調印をせざ  
 云ふ考を持つて居つたであらうと拙者は推量しません其の時の條約は調印をせざ  
 姑く此の商議を中止したものでありません是が明治十三年より二十年までの出來事でありませ  
 文一言附加へて置きたいのは外務省が當時十數箇國の公使或は全權委員を外務省より引受け







云ふことである以上、拙者微力と雖も此の仕事に當らざるを得ませぬ又悦んで當る積り  
 後我國に對しては一方は於きましても諸外國で即諸外國の政府の岩倉贈右大臣前きの右大臣以  
 商議中に對しては我々が外國の政府が我が請求を容れて呉れたかと云ふことを考へて見ますと  
 此の外國の政府は我が政府を信用し我が人民を尊重して居ると云ふ所の廉よ對しては此の  
 仕事は捨て、措くべきことではない殊に拙者よ此の事を任じろと云ふことであるならば此の  
 事よ當つて見やうと云ふ決心を私に致し、五年以來の譯であり、異此の諸外國の條約國が我  
 々小對して明治五年以來殊に明治十四五年以來の譯であり、異此の諸外國の條約國が我  
 日歴史の上は就いてはあなた方が能く御覽になることであらうと思ひます之を茲に公けにす  
 ることは私の權限外に涉りませう要するは是の如く進歩の區域に於き一日と進歩するこ  
 本人民の政事の區域に於き或は行政の區域に於き否立法の區域に於き一日と進歩するこ  
 との言葉の上の東洋に於ける友達となるべき位置である……友達とすべき人民である云ふ考  
 る所の言葉の上の東洋に於ける友達となるべき位置である……友達とすべき人民である云ふ考  
 意味からして我が請求を容れられるの拙者よあなた方よ向つて保證することがある此の  
 大臣が此の艱難なる所の局に當りませうたどきの心私かと思ひませうたどきの心私かと思ひませうた  
 務大臣……大臣と申すもの……私は何か自惚いたやうな言葉かは知りませぬが嘗て條約  
 改正と云ふ疑問ばかりを以て朝から晩まで或は正月から大晦日まで始終掛つて居る職では  
 あるまいと云ふ考を持つて居りませう……今でも其の考を持つて居りませう然れば外務大臣  
 と云ふものはどんな仕事をせにやならぬものか外交と云ふものを司つて居るものである否  
 外交と云ふ言葉では分りませぬが外國に關する日本の政略と云ふものを司つて居るものが即  
 外務大臣の職掌……職分である然れば一方は於きまして我が帝國の外國に於ける外國よ對  
 する所の政略と云ふものを及ばずながら執つて見やうと考へました又今も其の考がありま

す其の他規則立つたる此の外務の仕事と云ふものをやつて見たい……シテ見たいと云ふ考  
 を持つて居りませう……と申すもの……第一の疑問即外國に關係する所の我が帝國の政略事  
 務と云ふものは皆様能く御承知でありませぬが明治七年或は八年にやつて居たものではあり  
 ませぬが此の條約改正ばかりが此の國の仕事でありませぬか……外務大臣の専務でありませ  
 か拙者に於ては左様には考へませぬ抑々臺灣事件の濟みませうた後どんな外交問題が起つて  
 参りましたか此の條約の疑問の起るや忽ち此の條約改正と云ふ此の四字の文字に天下の耳  
 目は皆傾いて仕舞ひました此の問題の爲に堂々たる我が帝國は斯の如き惠深き位地を東洋  
 に於て持つて居るにも拘らず條約改正と云ふ四字に朝も野も皆引かされて仕舞つて一寸も仕  
 事をすることが出来ませぬ全體私に憤懣するのてはありませぬ又するの欲しませぬし奇  
 なに積りでありませぬ我が帝國の位置と云ふものを考へたならば我が帝國の外國に對する  
 政略の方針に就いては朝と暮と野となく考へざるをありませぬに就いては第一に此の  
 日本位置でありませぬ第二には此の國の人民は發達し能ふか能はないかと云ふ自分の量見  
 を定めるのにありませぬ此の國の位置と云ふものはよいと云ふことは誰でも知居る譯であ  
 りませぬから細かく考へお費しになつたならば亞米利加と云ふ國は日本よ脊を向けて居りま  
 す地形上を御覽なさい亞米利加の西岸には一も長港がありませぬ其の上海を隔つること  
 幾千……此の國は亞米利加の遠い國でありませぬ歐羅巴に比較すれば素より近いあれども餘  
 程縁が遠いのでありませぬこれに反して亞細亞の大陸に眼を轉じて御覽なさい二億七千萬の人民  
 は我國に於て製造する所の貨物を持つて來るから何時にても消費してやうと待受けて  
 居るでえありませぬか又彼の揚子江の大河に於て幾處の港がありませぬ其の港へとぞし  
 て日本の貨物を輸入しよふと云ふ考も無論なくてはなりませぬ自分の國を知るなら第一  
 北海道の石炭を御覽なさい第二に九州の石炭を御覽なさい此の石炭を天が我に指を指して  
 此の國の位置を見せて居るではありませぬか條約改正の問題には少一縁が遠くあるかえ知



れませぬが外務大臣として私に申さるるを得ませぬ此の石炭と申すもの日本人我々を  
て此の石炭を消費しろ消費せよ此の石炭を利用して此の石炭で産物を興し彼の背を向けて  
問を磨き量を消費しろ消費せよ此の石炭を利用して此の石炭で産物を興し彼の背を向けて  
居る所の亞米利加よりも笑つて我に對して居る所の亞細亞地方に進め彼に當るの覺悟を爲せ  
と云ふことを示して居る指で示した所の形でもあるまいかと思ひます又我が人民の性質を  
どうでありませんか云ふならば已む私に何れも申せぬが日本の人民は自然繁殖するの力は随  
分強いのではありませんか人々は充分な性質を學問に就て考へ性質精神を論じて學問の上から考  
へて居るとの如き日本人は充分な性質を學問に就て考へ性質精神を論じて學問の上から考  
に居る野も考の注が人民にありませうか我々の名が附くかは知りませぬが足利時代の如き御  
朝も野も考の注が人民にありませうか我々の名が附くかは知りませぬが足利時代の如き御  
覽なると云ふと我々の先祖は或は海賊の名が附くかは知りませぬが足利時代の如き御  
九州の豊前筑前肥前長門石州藝州近傍の人間に致したるの居る所の海岸をどの様に飛乗つて  
摩の者も居らうが彼の邊の人民を何の四億萬の人民が住んで居る所の海岸をどの様に飛乗つて  
漁船の如き小さな勇なる人民で何れも申せぬが此の人民が區々たる居る所の海岸をどの様に飛乗つて  
ましたか斯の如く勇なる人民で何れも申せぬが此の人民が區々たる居る所の海岸をどの様に飛乗つて  
して居ると云ふことは私は餘り小さい話ではあるまいかと實は考へて居るのです去りなが  
ら此疑問は大なる疑問でありませうか朝にして此疑問を解くと云ふことは無論出來ませぬ  
今日話しが長くなり申す故に此事に就いて實に此疑問を解くと云ふことは無論出來ませぬ  
思ひます去りながら今廣く疑問を解くと云ふことは無論出來ませぬ  
りませすが其上十八九年以來勸も野も此事に心を費し未だ結局を結ばず居る仕事でありませ

すから只今になつても無論主として此條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬそれ  
やに依り政府は昨年の冬以來頗る考を費しませぬ此條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬ  
う但し條約改正たる一の政黨問題にあらすかりうめにも四千萬の人民に關係して居る所の  
純然たる國家問題であること云ふことは政府の確信して居る所でありませぬ云ふことを講  
だけ公平なる考を講究する場合は當りませぬ我々日本國に於て我々四千萬の人民の上を講  
究致しませぬが其講究する場合は當りませぬ我々日本國に於て我々四千萬の人民の上を講  
とのやうある考論の外に今日斯の如く爰に於て諸君に會ふことの出來ぬ時節であつて  
も見ます及新論の外に今日斯の如く爰に於て諸君に會ふことの出來ぬ時節であつて  
廣く天下の公論とカ興論とを併し私に於て見ると此の條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬ  
隨分見ませぬが併し之れを一つ私に於て見ると此の條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬ  
りませぬ十一月二十一日に何と申しませぬか此の條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬ  
が昨年十一月二十一日に何と申しませぬか此の條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬ  
す領事裁判を存する間は内地雜居を禁ず可し内地雜居を許すの日は即領事裁判を廢するの  
日なり日本條約改正に當るものは此の二つの關係を以て代金と買物との關係となさるる  
べからず領事裁判権に伴ふ内地雜居を批難するものなり又十一月二十七日の新聞に治外法權  
に同伴する内地雜居の事及び不動産を所有するものなり又十一月二十七日の新聞に治外法權  
の意見は此の二つを以て満足せざる可からず又曰く外國人を法官に任用する事及び法律制  
定年限を指定するの約束を爲すは内治干渉を甘受するの新聞の一部類として要するに日本新聞  
でありませぬ其の他種々の新聞ありませぬ此の條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬ  
説もこの邊に集つて居る様でありませぬ此の條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬ  
説をなして私に其の言葉は能く覺へて居りませぬ此の條約改正はやらねばならぬに違ひありませぬ  
島外務卿を稅權の恢復に失敗したり井上外務大臣は權利の恢復は失敗せり此後いつの



















# 貴族院議員之部

## 皇族之部

大勳位 有栖川熾仁親王 五十六年  
 勳一等 山階晃親王 七十五年  
 大勳位 小松彰仁親王 四十五年  
 大勳位 伏見貞愛親王 三十三年  
 勳一等 久邇朝彥親王 六十七年  
 大勳位 北白川能仁親王 四十四年  
 大勳位 有栖川威仁親王 二十九年  
 大勳位 閑院載仁親王 二十六年  
 大勳位 依仁親王 慶應三年  
 大勳位 邦憲王 全

從一位勳一等 侯爵 廣幡忠禮 六十七年  
四ツ谷區仲町四十四番地  
 從一位 侯爵 醍醐忠順 六十一年  
麩町區元園町一丁目四十一番地  
 正二位勳一等 侯爵 德大寺實則 五十二年  
神田區錦町一丁目二番地  
 正二位勳一等 侯爵 淺野長勳 四十九年  
本郷區彌生町三番地  
 正二位 侯爵 德川茂承 四十七年  
麻布區飯倉六丁目十四番地  
 從二位勳二等 侯爵 蜂須賀茂韶 四十五年  
芝區三田綱町九番地  
 從二位勳二等 侯爵 久我通久 五十年  
牛込區新小川町一丁目二番地  
 正三位勳二等 侯爵 西園寺公望 四十二年  
京橋區尾張町二丁目十五番地  
 正三位勳二等 侯爵 細川護久 五十二年  
北豐島郡高田村二百十九番地  
 正三位勳二等 侯爵 鍋島直大 四十五年  
麩町區永田町二丁目一番地

## 三十四

從一位勳一等 公爵 九條道孝 五十一年  
赤坂區福吉町二番地  
 從一位大勳位 公爵 三條實美 五十四年  
麻布區市兵衛町壹丁目十三番地  
 正二位勳一等 公爵 毛利元德 五十二年  
芝區高輪南町二十七番地  
 正二位勳一等 公爵 島津忠義 五十一年  
荏原郡大崎村二百三十四番地  
 從三位 公爵 德川家達 二十八年  
南豐島郡千駄ヶ谷村五百六十二番地  
 從三位勳三等 公爵 岩倉具定 四十年  
麩町區裏霞ヶ關三番地  
 正四位 公爵 鷹司熙通 三十六年  
麩町區上三番町二十五番地  
 正四位 公爵 二條基弘 三十二年  
牛込區津久戸前町十番地  
 正四位 公爵 近衛篤磨 二十八年  
麩町區下二番町三十四番地  
 從四位 公爵 島津忠濟 三十六年  
麩町區飯田町三丁目

正三位 侯爵 尙 泰 四十八年  
麩町區富士見町二丁目八番地  
 正三位勳三等 侯爵 池田章政 五十五年  
本所區橫綱町二丁目七番地  
 從三位 侯爵 前田利嗣 三十三年  
本郷區元富士町二番地  
 從四位 侯爵 德川義禮 二十八年  
本所區橫綱町一丁目十九番地  
 正四位 侯爵 菊亭修季 三十四年  
四ツ谷區信濃町  
 正四位 侯爵 中御門經明 四十一年  
麩町區富士見町二丁目卅五番地  
 從四位 侯爵 嵯峨 二十八  
下谷區二長町五十二番地  
 從四位 侯爵 中山考啓 二十九  
麩町區有榮町一丁目三番地  
 正五位 侯爵 大久保利和 三十二年  
麩町區三年町三番地  
 正四位 侯爵 德川篤敬 三十六年  
本所區新小梅町一番地



從四位 侯爵 木戸孝正 三十四年  
赤坂區新坂町六十三番地  
 從二位勳一等伯爵 伊藤博文 五十年  
 從二位勳一等伯爵 山田顯義 弘化元年  
 從二位勳一等伯爵 松方正義 五十六年  
芝區三田一丁目二十番地  
 從二位勳一等伯爵 東久世通禧 五十八年  
京橋區築地二丁目廿一番地  
 從二位勳一等伯爵 柳原前光 四十一年  
麻布區櫻田町三十八番地  
 從三位勳三等伯爵 井伊直憲 四十三年  
麹町區二番町二十一番地  
 從三位勳四等伯爵 松浦詮 五十一年  
淺草區向柳原町二丁目一番地  
 正四位 伯爵 冷泉爲紀 三十七年  
京都府上京區第十組芝武門町  
 正四位 伯爵 正親町實正 安政二年  
六

正四位勳三等伯爵 上杉茂憲 四十七年  
本郷區元町一丁目七番地  
 正四位 伯爵 大原重朝 四十三年  
麹町區三番町三十一番地  
 正四位 伯爵 清棲家教 文久二年  
二  
 從四位勳四等伯爵 小笠原忠忱 二十九年  
牛込區市ヶ谷河田町十七番地  
 正五位 伯爵 中川久成 四十一年  
四ツ谷區  
 正五位勳五等伯爵 廣橋賢光 六十三年  
小石川區關口水道町三十番地  
 正五位 伯爵 立花寛治 三十四年  
下谷區西町三番地  
 從二位勳一等子爵 谷干城 五十三年  
牛込區市ヶ谷町三丁目廿一番地  
 正二位勳一等子爵 青木周藏 四十六年  
麹町區裏霞ヶ關外務省官邸  
 正三位勳三等子爵 壬生基脩 五十五年  
赤坂區永川町五十一番地

三十六

正三位勳一等子爵 鳥尾小彌太 四十二年  
小石川區關口町百九十二番地  
 正三位勳一等子爵 大給恒 五十年  
牛込區市ヶ谷河田町七番地  
 正三位勳二等子爵 福羽美靜 五十九年  
小石川區金富町五十九番地  
 正三位勳二等子爵 岩下方平 文政十年  
三  
 正三位勳一等子爵 穴戸磯 六十一年  
四ツ谷區鹽町一丁目廿九番地  
 正三位勳二等子爵 黒田清綱 六十年  
麹町區平河町六丁目十四番地  
 正三位勳二等子爵 河田景興 六十一年  
赤坂區表町三丁目五番地  
 正三位勳二等子爵 林友幸 六十七年  
芝區愛宕下町一丁目三番地  
 正三位勳一等子爵 三浦梧樓 四十二年  
小石川區小石川町仲富坂町十八番地  
 正三位勳二等子爵 伊集院兼寛 五十二年  
芝區三田一丁目卅一番地

正三位勳一等子爵 伊東祐寛 天保三年  
八  
 正三位勳二等子爵 海江田信義 五十八年  
牛込區納戸町二十六番地  
 正三位勳一等子爵 井上勝 四十七年  
赤坂區溜池櫻坂町一番地  
 正三位勳二等子爵 清岡公張 四十九年  
芝區公園地第四十七號  
 正三位勳二等子爵 田中光顯 四十六年  
麹町區元園町一丁目三十九番地  
 正三位勳四等子爵 五條爲榮 四十八年  
麹町區上三番町三十一番地  
 正三位勳三等子爵 鍋島直彬 四十六年  
芝區三田綱町三番地第三號  
 正三位勳三等子爵 大迫貞清 六十五年  
芝區櫻川町十二番地  
 正四位 子爵 勘解由小路資生 六十三年  
神田區錦町二丁目五番地  
 正四位勳五等子爵 平松時厚 弘化二年  
九

三十七



正四位勳二等 子爵 由利 公正六十年  
赤坂區仲ノ町九番地

正四位勳五等 子爵 河鱒 實文 弘化二年  
四

從四位 子爵 津輕 承敘 天保十一年  
八

從四位 子爵 島津 忠亮 四十一年  
麻布區永坂町一番地

從四位 子爵 立花 種恭 五十四年  
深川區東元町十八番地

從四位 子爵 岡部 長職 三十五年  
麩町區霞ヶ關外務省  
 內官舎

從四位 子爵 細川 興貫 天保三年  
十二

正五位 子爵 仙石 政固 四十六年  
芝區神谷町十八番地

正五位 子爵 竹内 惟忠 三十一年  
芝區壺町一丁目十三  
 番地

正五位 子爵 久世 通章 三十一年  
京都府上京區第九組  
 東今町十九番地

正五位 子爵 唐橋 在正 嘉永五年  
十一

正五位 子爵 日野 西光 善 嘉永二年  
十二

正五位(死) 子爵 九鬼 隆義 五十二年  
麩町區飯田町五丁目  
 十三番地

正五位 子爵 京極 高典 五十二年  
麻布區永坂町六十番  
 地

正五位勳五等 子爵 大河内 正實 四十六年  
麻布區飯倉片町一丁  
 目二十七番地

正五位 子爵 松平 直哉 四十二年  
南豐島區千駄ヶ谷村  
 七十番地

正五位 子爵 一柳 未德 嘉永三年  
七

正五位 子爵 堀田 正凌 四十二年  
淺草區壽町二十八番  
 地

正五位 子爵 松平 乘承 三十八年  
深川區總住町六番地

正五位勳五等 子爵 米津 政敏 二十九年  
麻布區三河壺町十四  
 番地

三十八

正五位 子爵 松平 信正 三十八年  
麩町區飯田町三丁目  
 二十六番地

正五位 子爵 青山 幸宜 三十五年  
京橋區木挽町九丁目  
 二十八番地

正五位 子爵 柳澤 光邦 四十二年  
本所區相生町四丁目  
 二十番地

正五位 子爵 加納 久宜 四十二年  
荏原區入新井町千四  
 百九十四番地

正五位 子爵 山口 弘達 三十年  
芝區愛宕下町三丁目  
 三番地

正五位 子爵 大久保 忠順 安政四年  
四

正五位 子爵 酒井 忠彰 三十七年  
本所區表町二十四番  
 地寄留

正五位 子爵 秋田 映季 安政五年  
二

正五位 子爵 鍋島 直虎 安政三年  
二

正五位 子爵 佐竹 義理 三十一年  
本所區香場町四十八  
 番地

正五位 子爵 板倉 勝達 五十一年  
牛込區南町八番地

正五位 子爵 山内 豊誠 四十八年  
日本橋區箱崎町四丁  
 目一番地

從二位勳一等 子爵 土方 久元 五十六年  
神田區駿河臺北甲賀  
 町十六番地

正五位 子爵 鳥居 忠文 四十二年  
麻布區本村町百九十  
 四番地

正五位 子爵 本多 正憲 四十一年  
神田區猿樂町二丁目  
 十番地

正五位 子爵 久松 定弘 三十三年  
下谷區上野華園町三  
 番地

正五位 子爵 相良 頼紹 嘉永六年  
十一

正五位 子爵 京極 高德 安政五年  
十

正五位 子爵 内藤 政共 三十一年  
本所區石原町一番地

正五位 子爵 大村 純雄 嘉永四年  
四

三十九



正五位 子爵 本莊壽巨 安政二年七月

正五位 子爵 關 博直三十六年

正五位 子爵 松平康民 文久元年八月

正五位 子爵 新莊直陳 三十三年

正五位 子爵 久留島通簡 安政六年十月

正五位 子爵 舟橋 遂賢 二十五年

從三位 男爵 千家 尊福四十六年

從三位 男爵 山口 尙芳 天保十年五月

從三位 男爵 津田 出 天保三年三月

從三位 男爵 細川潤次郎 天保四年二月

從三位 男爵 神田孝平 天保元年九月

從三位 男爵 伊丹重賢 天保元年十月

從三位 男爵 箕作麟祥 弘化三年六月

從三位 男爵 榎村 正直 五十七年

從三位 男爵 西 周 文政十二年二月

從三位 男爵 長岡 護美 四十九年

從三位 男爵 神山 郎廉 六十二年

從三位 男爵 本田 親雄 六十二年

從三位 男爵 九鬼 隆一 嘉永五年十一月

從三位 男爵 野村素介 天保十三年五月

從三位 男爵 渡邊 清 五十六年

從三位 男爵 三浦 安 文政十二年八月

從三位 男爵 榎取素彦 六十二年

從三位 男爵 加藤 弘之 天保七年六月

從三位 男爵 小畑 美稻 文政十二年九月

從三位 男爵 小澤 武雄 弘化元年一月

從三位 男爵 渡邊 驥 天保七年九月

從三位 男爵 福原 實 弘化元年十月

從三位 男爵 岡内 重俊 天保十三年四月

從三位 男爵 柳 楢悦 天保三年九月

從三位 男爵 原田 一道 天保元年八月

從三位 男爵 尾崎 三良 天保十三年正月

從三位 男爵 青山 貞 六十七年

從三位 男爵 高崎 五六 五十五年

從三位 男爵 中井 弘 天保九年十一月

從三位 男爵 三好 退藏 弘化二年五月

正四位 男爵 伊達 宗敦 二十九年

正五位 男爵 西五辻文仲 三十二年

正五位 男爵 若王子遠文 安政十一年七月

正五位 男爵 中川 興長 四十年



正五位 男爵 藤枝雅之 安政二年十月

從四位勳三等

安藤則命 文政十一年三月

正五位 男爵 金子有卿 四十六年  
石見國安濃郡川合村  
五十一番地

從四位勳二等

松本 順 天保三年六月

正五位 男爵 本多副元 弘化二年

從四位勳三等

藤村紫朗 弘化二年三月

從五位 男爵 菊池武臣 四十一年  
本所區橫網町二丁目  
七番地寄留

從四位勳三等

國司順正 天保十三年正月

從五位 男爵 杉溪 二十七年  
南豐島郡下月塚村六  
百四十七番地

從四位勳三等

長與專齋 天保九年八月

從五位 男爵 小松行正 二十九年  
赤坂區新坂町三十三  
番地

從四位勳三等

中村正直 天保三年五月

從五位 男爵 島津珍彦 弘化元年

從四位勳三等

西村茂樹 文政十一年三月

從五位 男爵 鶴殿忠善 嘉永六年四月

從四位勳三等

渡 正元 天保十年正月

正四位勳四等 岩崎彌之助 嘉永四年正月

從四位勳三等

村田 保 天保十三年十月

從四位勳三等 田中芳男 天保九年八月

從四位勳三等

橋本綱常 弘化二年六月

從四位勳三等 山川 浩 弘化二年十月

從四位勳四等

前田 正名 嘉永三年三月

從四位 沖 守固 天保十二年六月

從四位勳五等

金子堅太郎 嘉永六年二月

從四位勳三等 森岡昌純 天保五年二月

從四位 丸山作樂 天保十一年十月

平田東助 嘉永二年三月

從四位 澁澤榮一 天保十一年二月

從四位勳四等

今村和郎 弘化三年九月

從四位勳四等 重野安繹 文政十年十月

從四位勳六等

村田經芳 天保九年六月

從四位勳三等 伊東己代治 安政四年五月

從四位勳三等

奈良原 繁 天保五年五月

從四位勳五等 川田 剛 天保元年六月

正五位

富田鐵之助 天保六年十月

從四位 濱尾 新 嘉永二年四月

正五位

川田小一郎 天保七年八月

從四位 周布公平 嘉永三年十二月

正五位

原 忠順 天保五年八月

從四位勳三等 木梨精一郎 弘化二年九月

從五位



從五位	外山正一	嘉永元年
從五位	菊地大麓	安政二年
正六位	諫早一學	文政十年
正六位	穗積陳重	安政二年
正六位勳五等	堀真五郎	天保九年
正六位	古市公威	安政元年
從六位勳六等	小中村清矩	文政四年
從六位	金須松三郎	天保十四年
從六位	渡邊治右衛門	弘化四年
從六位	川崎正藏	天保八年

從六位	野崎武吉郎	嘉永元年
從七位	下鄉傳平	天保十三年
從七位	馬場道久	弘化三年
	若尾逸平	文政三年
	蟹江史郎	文政十年
	富崎總五	文政十一年
	野村治三郎	文政十一年
	長谷川直則	天保五年
	前田謙祐	天保七年
	三木與吉郎	天保七年

四十四

梅原修平	天保八年
澤原爲綱	天保十年
久保田真吾	天保十一年
小幡篤次郎	天保十三年
山田穰	天保十三年
林宗右衛門	弘化元年
水之江浩	弘化二年
池田甚之助	弘化二年
市島徳次郎	弘化四年
吉田三右衛門	弘化四年

關口彌五	嘉永元年
工藤寛得	嘉永元年
鹿毛信盛	嘉永三年
田部長右衛門	嘉永三年
井芹典太	嘉永四年
村上桂策	嘉永四年
山田莊左衛門	嘉永四年
桑田藤十郎	嘉永五年
櫻井伊兵衛	安政元年
山崎慎三	安政元年

四十五



# 衆議院

## 衆議院議員

東京府 (議員總數十二人)

- 第一區 士族 楠本 正隆 天保九年三月
- 第二區 士族 谷元 道之 弘化二年五月
- 第三區 平民 風間 信吉 嘉永三年六月
- 第四區 平民 藤田 茂吉 嘉永五年六月
- 第五區 士族 太田 實 安政三年九月

- 中村雅真 安政元年三月
- 岡野是保 安政元年三月
- 角田林兵衛 安政二年二月
- 渡邊甚吉 安政三年一月
- 島内武重 安政四年四月
- 鈴木傳五郎 安政四年一月
- 菊池三郎 安政五年七月
- 瀧口吉良 安政五年十月
- 五十嵐敬止 萬延元年三月
- 小田清兵衛 萬延元年三月

## 京都府

- 第六區 平民 高梨哲四郎 安政三年三月
- 第七區 士族 大谷木備一郎 安政五年六月
- 第八區 士族 津田 眞道 文政十二年六月
- 第九區 士族 芳野 世經 嘉永二年十二月
- 第十區 士族 森 時之助 天保十二年八月
- 第十一區 平民 淺香 克孝 安政三年十月
- 第十二區 士族 高木 正年 安政三年三月

(議員總數七人)

## 大阪府

(議員總數十人)

- 第一區 士族 濱岡 光哲 嘉永六年五月
- 第二區 平民 中村 榮助 嘉永二年二月
- 第三區 平民 松野新九郎 嘉永二年八月
- 第四區 士族 伊藤 熊夫 嘉永二年十二月
- 第五區 平民 田中源太郎 嘉永六年一月
- 第六區 平民 神鞭 知常 嘉永元年八月



- 第一區 平民 粟谷品三 天保元年五月
- 第二區 平民 豐田文三郎 赤坂區溜池榎坂町四番地 嘉永六年七月
- 第三區 平民 浮田桂造 京橋區日吉町十二番地日吉方 弘化三年二月
- 第四區 土族 中江篤介 弘化四年十一月  
土族 佐々木政行 小石川區柳町廿九番地 天保十一年五月
- 第五區 土族 菊池侃二 嘉永三年九月
- 第六區 土族 俣野景孝 嘉永六年十月  
赤坂區丹後町七十七番地
- 第七區 平民 東尾平太郎 嘉永四年九月  
京橋區山下町十四番地對山館方

- 第八區 平民 橫山勝三郎 安政元年六月
  - 第九區 土族 佐々木政又 安政三年九月
- 神奈川縣 (議員總數七人)

- 第一區 平民 島田三郎 嘉永五年十一月
- 第二區 平民 山田泰造 菊町區中六番町廿七番地 天保十四年正月
- 第三區 平民 石坂昌孝 京橋區銀坐三丁目十四番地 天保十二年四月  
平民 潮戸岡爲一郎 菊町區五番町十八番地 嘉永三年四月
- 第四區 平民 山田東次 安政五年六月  
菊町區元園町一丁目五十一番地

- 第五區 土族 中島信行 弘化三年八月
  - 第六區 平民 山口佐七郎 嘉永二年五月  
芝南佐久間町二丁目十七番地
- 兵庫縣 (議員總數十二人)

- 第一區 土族 鹿島秀磨 嘉永五年八月
- 第二區 平民 堀善證 安政元年三月  
芝區西久保櫻川町十七番地
- 第三區 土族 法貴發 弘化三年八月
- 第四區 平民 石田貫之助 嘉永二年十二月  
芝區伊皿子町七十一番地
- 第五區 平民 魚住逸治 安政四年五月

- 第六區 平民 高瀬藤次郎 天保九年七月  
芝區羽町二番地井崎方
- 第七區 平民 內藤利八 安政三年二月  
京橋區元數寄屋町對山館
- 第八區 平民 改野耕三 安政四年三月
- 平民 柴原政太郎 嘉永五年正月  
芝區公園第五十五號
- 平民 佐藤文兵衛 弘化二年三月
- 第九區 土族 青木匡 安政三年九月
- 第十區 土族 佐野助作 弘化元年七月  
芝區松本町四十四番地

長崎縣

(議員總數七人)



新潟縣

(議員總數十三人)

- 第一區 士族 富永隼太 安政四年六月  
平民 家永芳彦 嘉永二年十月  
芝區琴平町十三番地 榎原方
- 第二區 士族 朝長慎三 嘉永元年正月  
京橋區山城町山城軒 芝區琴平町十三番地
- 第三區 士族 牧朴真 安政元年三月  
菊町區上六番町
- 第四區 士族 立石寬司 文政十年六月  
芝區公園地第十五號 井崎方
- 第五區 士族 宮崎榮治 安政二年五月  
芝區琴平町十三番地 榎原方
- 第六區 士族 相良正樹 天保七年三月  
神田區裏神保町十番地 辻井方

五十

- 第一區 平民 山際七司 嘉永二年正月  
芝區田町二丁目十六番地
- 第二區 平民 丹後直平 安政二年十月  
平民 加藤勝彌 安政元年正月  
菊町區一番町九番地 牛込區市ヶ谷仲町廿五番地
- 第三區 平民 高岡忠郷 嘉永四年十二月  
五番地
- 第四區 平民 西潟為藏 弘化二年十月  
菊町區單町五番地
- 第五區 平民 小林雄七郎 弘化二年十二月  
士族 長谷川泰 天保十三年六月  
芝區櫻田本郷本郷軒 本郷區湯島四丁目八番地
- 第六區 平民 松村文次郎 天保十年三月  
神田區猿樂町廿一番地 青木方

埼玉縣

(議員總數八人)

- 第七區 平民 關矢孫左衛門 弘化元年正月  
平民 本山健治 嘉永元年三月  
菊町區四番町五番地
- 第八區 平民 室孝次郎 天保十年九月  
平民 鈴木昌司 天保十二年九月  
芝區白金村五百廿一番地 全上
- 第九區 平民 鵜飼郁次郎 安政元年七月  
菊町區一番町十五番地 地羽田方
- 第一區 平民 天野三郎 嘉永五年二月  
牛込區北町卅六番地 服部方
- 第二區 平民 高田早苗 萬延元年三月  
全區矢來町四番地

群馬縣

(議員總數五人)

- 第三區 平民 清水宗徳 天保十四年十二月  
平民 真中忠直 天保九年六月  
菊町區下二番町卅三番地 淺草區茅場町
- 第四區 平民 堀越寛介 安政六年七月  
平民 湯本義憲 嘉永二年二月  
菊町區一番町四十二番地 全區飯田町三丁目十五番地
- 第五區 平民 山中隣之助 天保十二年七月  
五番地 京橋區南傳馬町壹丁目十七番地
- 第一區 平民 新井毫 安政五年十一月  
下谷區仲徒町二丁目六十三番地

五十一



千葉縣 (議員總數九人)

第二區 平民 竹井 懿貞 正 弘化二年  
麹町區富士見町六丁目二番地

第三區 平民 高津 仲次郎 十 安政四年  
芝區西應寺町西應寺

第四區 平民 木暮 武太夫 二 万延元年  
本郷區根津須賀町七番地

第五區 平民 湯淺 治郎 十 嘉永三年  
赤坂區榎坂町五番地

第一區 平民 千葉 禎太郎 二 弘化四年  
芝區三田松坂町六番地

第二區 土族 濱野 昇 十 安政元年  
芝區三田松坂町六番地  
 平民 成島 巍一郎 七 嘉永六年  
日本橋區南茅場町廿三番地

茨城縣 (議員總數八人)

第三區 平民 大須賀 庸之助 十一 嘉永三年  
麹町區三番町七十一番地

第四區 平民 西村 甚右衛門 正 弘化四年  
日本橋區蛸殼町三丁目十番地

第五區 平民 板倉 中 七 安政三年  
京橋區州間堀一丁目一番地

第六區 平民 板倉 胤臣 九 天保十二年  
芝區三田四國町廿番地

第七區 平民 重城 保 四 天保四年  
地江口方

第八區 平民 安田 勳 六 嘉永六年

第一區 土族 渡邊 治 二 安政三年  
京橋區銀坐三丁目

栃木縣 (議員總數五人)

第二區 土族 松延 玳 正 弘化二年  
本郷區眞砂町卅一番地  
 土族 立川 興 十 嘉永五年  
麹町區土手三番町  
 平民 大津 淳一郎 十二 安政三年  
牛込區築土前卅番地

第三區 平民 飯村 丈三郎 五 嘉永六年  
下谷區上野櫻木町廿二番地

第四區 平民 赤松 新右衛門 十 天保十二年  
神田區花房町一番地

第五區 平民 色川 三郎兵衛 十一 天保十三年  
水書方  
深川區元加賀六番地

第六區 平民 關口 八兵衛 七 嘉永三年  
日本橋區濱町三丁目一番地

奈良縣 (議員總數四人)

第一區 平民 橫堀 三子 九 嘉永五年  
町麹區五番町十五番地

第二區 平民 新井 章吾 二 安政三年  
全區元園町一丁目廿七番地  
 平民 岩崎 萬次郎 七 嘉永五年  
小石川區諏訪町十七番地

第三區 平民 田中 正造 十 天保十二年  
芝區公園三號源興院

第四區 平民 鹽田 與造 十 嘉永二年  
赤坂區新町三丁目三十七番地

第一區 平民 今村 勤三 二 嘉永五年

第二區 平民 堀内 忠司 四 嘉永二年



〔平民〕本間 直 嘉永五年十一月

第三區 平民 櫻井徳太郎 安政三年六月

三重縣 (議員總數七人)

第一區 平民 栗原亮一 安政二年三月

第二區 士族 伊東 祐賢 天保七年三月

第三區 平民 天春 文衛 弘化四年四月

第四區 平民 伊藤 謙吉 天保七年三月

第五區 士族 尾崎 行雄 安政六年六月

〔平民〕北川 矩一 弘化二年四月

第六區 士族 立入 奇一 弘化元年四月

愛知縣 (議員總數十一人)

第一區 平民 堀部勝四郎 文政十年十二月

第二區 平民 永井 松右衛門 嘉永六年十二月

第三區 平民 梶田 喜左衛門 嘉永三年正月

第四區 平民 宮田 慎一郎 安政元年三月

第五區 平民 森 東一郎 弘化四年十二月

第六區 平民 青樹 英二 天保十四年二月

第七區 平民 端山 忠左衛門 弘化二年十一月

第八區 平民 早川 龍介 嘉永六年八月

第九區 士族 今井 磯一郎 天保十二年正月

第十區 平民 加藤 六藏 安政五年四月

第十一區 平民 美濃部 貞亮 嘉永六年五月

靜岡縣 (議員總數八人)

第一區 平民 井上 彦左衛門 嘉永六年十月

日本橋區小舟町一丁目七番地町井方

第二區 平民 影山 秀樹 安政四年四月

第三區 平民 岡山 兼吉 安政元年七月

第四區 平民 岡田 良一郎 天保十年十月

第五區 平民 西尾 傳藏 安政元年十二月

第六區 平民 近藤 準平 天保十二年六月

第七區 平民 依田 佐三平 弘化三年二月

平民 江原 素六 天保十三年正月

山梨縣 (議員總數三人)



第一區 平民 八卷 九萬 嘉永五年  
神田區駿河台鈴木町  
十六番地 弘化二年

第二區 平民 田邊 有榮 弘化二年

滋賀縣 (議員總數五人)

第三區 平民 古屋 專藏 安政元年

第一區 平民 杉浦 重剛 安政二年  
小石川區久方町二十  
一番地 弘化元年

第二區 平民 山崎 友親 弘化元年

第三區 平民 伊庭 貞剛 弘化四年  
京橋區築地二丁目三  
十七番地 天保十三年

第四區 士族 相馬 永胤 嘉永元年  
下谷區仲町 弘化二年

第一區 平民 天野 若圓 嘉永四年

第二區 平民 清水 榮藏 嘉永五年  
四ッ谷區四ッ谷鹽町九  
十四番地 天保二年

第三區 平民 吉田 耕平 天保二年

第四區 平民 矢野 才治郎 安政五年  
牛込區矢來町三番地 弘化元年

第五區 平民 長尾 四郎右衛門 安政二年  
京橋區尾張町一丁目  
二番地林屋方 弘化元年

第六區 平民 林 小一郎 嘉永六年  
赤坂區新町二丁目廿  
九番地 弘化元年

第七區 平民 中村 信夫 安政五年  
麹町區飯田町四丁目  
廿一番地 嘉永六年

長野縣 (議員總數八人)

第一區 平民 小坂 善之助 嘉永六年  
日本橋區濱町三丁目  
一番地 弘化二年

第二區 平民 島津 忠貞 弘化二年  
麹町區有樂町壹丁目  
五番地 安政五年

第三區 平民 堀内 賢郎 安政五年  
全區五番町二番地

第四區 士族 小里 賴永 安政二年  
芝區琴平町十三番地  
信濃屋方 安政三年

第五區 平民 箕輪 正弘 弘化十年  
京橋區築地二丁目六  
番地 全區南鍛冶町四番地

第五區 平民 箕輪 正弘 弘化十年

第四區 士族 相馬 永胤 嘉永元年  
下谷區仲町 弘化二年

第一區 平民 天野 若圓 嘉永四年

第二區 平民 清水 榮藏 嘉永五年  
四ッ谷區四ッ谷鹽町九  
十四番地 天保二年

第三區 平民 吉田 耕平 天保二年

第四區 平民 矢野 才治郎 安政五年  
牛込區矢來町三番地 弘化元年

第五區 平民 長尾 四郎右衛門 安政二年  
京橋區尾張町一丁目  
二番地林屋方 弘化元年

第六區 平民 林 小一郎 嘉永六年  
赤坂區新町二丁目廿  
九番地 弘化元年

第六區 平民 中村 彌六 安政元年  
四谷區東信濃町

宮城縣 (議員總數五人)

第七區 平民 伊藤 大八 安政五年  
麹町區五番町二番地

第一區 士族 增田 繁幸 文政八年  
芝區愛宕下町舊仙臺  
邸内 安政元年

第二區 平民 武者 傳二郎 安政元年

第三區 平民 十文字 信介 嘉永五年  
小石川區下富坂町十  
七番地 嘉永元年

第四區 平民 熱海 孫十郎 嘉永元年

第五區 士族 遠藤 温 文政六年



福島縣

(議員總數七人)

- 第一區 平民 佐藤忠望 嘉永五年二月
- 第二區 平民 安部井磐根 天保三年三月
- 第三區 平民 河野廣中 嘉永三年七月
- 第四區 平民 山口千代作 嘉永元年二月
- 第五區 平民 白井遠平 弘化三年四月

五十八

巖手縣

(議員總數五人)

- 第一區 士族 谷河尙忠 天保五年三月
- 第二區 平民 伊東圭介 安政四年八月
- 第三區 平民 佐藤昌藏 天保四年六月
- 第四區 平民 下飯坂權三郎 嘉永五年十一月
- 第五區 平民 大江卓 弘化四年九月

山形縣

(議員總數六人)

- 第一區 平民 佐藤里治 嘉永三年三月
- 第二區 士族 五十嵐力助 嘉永二年四月
- 第三區 士族 菊池九郎 弘化四年九月
- 第四區 士族 柳喜洋芽 嘉永六年七月
- 第五區 平民 工藤行幹 天保十三年十月

秋田縣

(議員總數五人)

- 第一區 平民 二田是儀 嘉永三年十二月
- 第二區 士族 成田直衛 嘉永元年九月
- 第三區 平民 佐藤敏郎 嘉永六年二月
- 第四區 平民 齋藤勘七 嘉永元年四月
- 第五區 平民 武石敬治 安政五年六月

五十九



福井縣

(議員總數四人)

第一區

平民

青山庄兵衛

嘉永元年正月

第二區

平民

杉田定一

嘉永四年六月

第三區

平民

永田定右衛門

嘉永四年十一月

第四區

士族

藤田孫平

弘化元年十月

石川縣

(議員總數六人)

第一區

平民

松田吉三郎

安政五年十月

士族

遠藤秀景

嘉永六年十二月

第二區

平民

相川久太郎

萬延元年正月

第三區

平民

淺野順平

安政二年十二月

平民

神野良

嘉永四年三月

第四區

平民

小間肅

天保十四年八月

富山縣

(議員總數五人)

第一區

平民

關野善次郎

嘉永六年五月

未詳

石坂專之助

未詳

第二區

平民

田村惟昌

安政三年三月

芝區西ノ久保櫻川町二番地

第二區

平民

佐々木善右衛門

嘉永五年正月

第三區

平民

高橋久次郎

安政五年六月

第四區

平民

菅了法

安政四年二月

第五區

士族

佐々田懋

安政二年十一月

第六區

平民

吉岡倭文齋

嘉永二年九月

岡山縣

(議員總數八人)

第一區

士族

小林樟雄

安政三年十月

平民

坪田繁

嘉永六年三月

牛込區市ヶ谷御門外洞雲寺内

鳥取縣

(議員總數三人)

第一區

士族

岡崎平内

嘉永元年二月

第二區

士族

山瀬幸人

安政元年十二月

第三區

士族

松南宏雅

嘉永五年五月

鳥根縣

(議員總數六人)

第一區

平民

岡崎運兵衛

嘉永三年六月

麻布區廣尾町五十七番地



廣島縣 (議員總數十人)

第二區 士族 西 毅一 天保十四年七月  
芝區高輪北町卅番地

第三區 平民 犬養 毅四 安政二年四月  
菊町區五番町十六番地

第四區 平民 坂田 丈平 天保十年五月

第五區 平民 渡邊 孫三 天保十二年二月

第六區 平民 立石 岐 弘化四年五月  
京橋欄左衛門町七番地  
油比方

第七區 士族 加藤 平四郎 安政元年二月

第一區 平民 豐田 實穎 嘉永六年二月  
四ノ谷區東信濃町十番地

和歌山縣 (議員總數五人)

第一區 平民 陸奧 宗光 弘化元年七月  
菊町區富士見町

第二區 平民 兒玉 仲兒 嘉永二年十一月

第三區 士族 松本 鼎 天保十一年四月  
芝區茸手町十二番地

第四區 士族 關 直彦 安政四年七月  
菊町區富士見町

第五區 士族 吉川 務 天保五年六月

第六區 平民 田邊 三五郎 萬延元年二月  
芝區三田四國町五番地

第七區 平民 佐竹 義和 安政元年二月  
麻布區我善坊町卅六番地

第八區 平民 倉田 準五郎 嘉永元年六月

第一區 士族 渡邊 又三郎 嘉永三年四月  
芝區西久保巴町廿五番地

第二區 平民 八田 謹二郎 嘉永六年九月  
下谷區根岸金杉村百七十番地

第三區 平民 金尾 稜嚴 安政元年正月  
水鄉區龍岡小峯方

第四區 平民 赤川 靈巖 嘉永六年正月  
小石川區關口壺町六十一番地

第五區 平民 脇 榮太郎 弘化四年十月

山口縣

(議員總數七人)

第九區 平民 井上 角五郎 安政六年十月

第一區 士族 吉富 簡一 天保九年正月

第二區 平民 末松 三郎 弘化四年八月  
下谷區根岸金杉百七十番地

第三區 士族 井上 正一 嘉永三年二月  
菊町區上二番町

第四區 平民 犬岡 育造 安政三年六月  
京橋區三十間堀二丁目

第五區 士族 堀江 芳介 天保十四年三月  
小石川區小日向茗荷谷町

第六區 士族 野村 恒造 嘉永三年九月  
宗十郎町紅木屋方

和歌山縣

(議員總數五人)

第五區 士族 吉川 務 天保五年六月

第一區 平民 陸奧 宗光 弘化元年七月  
菊町區富士見町

第二區 平民 兒玉 仲兒 嘉永二年十一月

第三區 士族 松本 鼎 天保十一年四月  
芝區茸手町十二番地

第四區 士族 關 直彦 安政四年七月  
菊町區富士見町

(議員總數五人)



- 第一區 士族 井上高格 天保二年
- 第二區 平民 守野爲五郎 嘉永四年
- 第三區 平民 川真田 德三郎 萬延元年
- 第四區 士族 橋本久太郎 安政二年
- 第五區 士族 阿部興人 弘化二年

香川縣

(議員總數五人)

- 第一區 士族 中野武營 嘉永元年
- 第二區 平民 小西甚之助 安政二年

- 第三區 平民 綾井武夫 萬延元年
- 第四區 平民 三崎龜之助 安政五年
- 第五區 平民 伊藤一郎 嘉永三年

(議員總數七人)

- 第一區 士族 藤野政高 安政二年
- 第二區 士族 石原信樹 天保四年
- 第三區 士族 有友正親 安政二年

高知縣

(議員總數四人)

- 第一區 平民 竹內綱 天保十年
- 第二區 士族 片岡健吉 天保十四年
- 第三區 士族 植木枝盛 安政四年
- 第四區 平民 鈴木重遠 文政十一年
- 第五區 平民 牧野純藏 天保七年
- 第六區 士族 末廣重恭 嘉永二年

福岡縣

(議員總數九人)

- 第一區 平民 津田守彦 弘化四年
- 第二區 士族 小野隆助 天保十一年
- 第三區 士族 權藤貫一 弘化元年
- 第四區 士族 佐々木正藏 安政二年
- 第五區 士族 十時一郎 天保十四年
- 第六區 士族 岡田孤鹿 天保五年
- 第七區 平民 堤猷久 嘉永六年
- 第八區 平民 末松謙澄 安政二年



大分縣

(議員總數六人)

- 第一區 士族 元田 肇 安政五年正月
- 第二區 平民 箕浦 勝人 安政元年一月
- 第三區 士族 朝倉 親爲 天保十四年六月
- 第四區 平民 宇佐美 春三郎 弘化元年十二月
- 第五區 平民 安東 九華 文政八年三月
- 第六區 平民 是恒 眞楫 嘉永四年八月

佐賀縣

(議員總數四人)

- 第一區 士族 松田 正久 弘化二年四月

六十六

- 第一區 平民 佐々 友房 安政元年正月
- 第二區 士族 前田 案山子 文政十一年四月
- 第三區 士族 木下 助之 文政八年十一月
- 第四區 平民 古莊 嘉門 天保十一年十一月

(議員總數八人)

鹿兒島縣

(議員總數七人)

- 第一區 士族 紫藤 寛治 天保三年三月
- 第二區 士族 岡次郎 太郎 安政元年二月
- 第三區 士族 山田 武甫 天保二年十一月
- 第四區 士族 松山 守善 嘉永二年十月
- 第五區 士族 川越 進 嘉永元年五月
- 第六區 士族 安田 愉逸 嘉永六年十一月
- 第七區 士族 三宅 正意 弘化二年四月

宮崎縣

(議員總數三人)

- 第一區 士族 樺山 資美 嘉永五年三月
- 第二區 士族 折田 兼至 安政五年正月
- 第三區 士族 長谷場 純孝 安政元年四月
- 第四區 士族 宇都宮 平一 安政五年四月
- 第五區 士族 河島 醇 弘化四年三月
- 第六區 士族 蒲生 仙 安政二年十二月
- 第七區 士族 基 俊良 文政九年三月

六十七

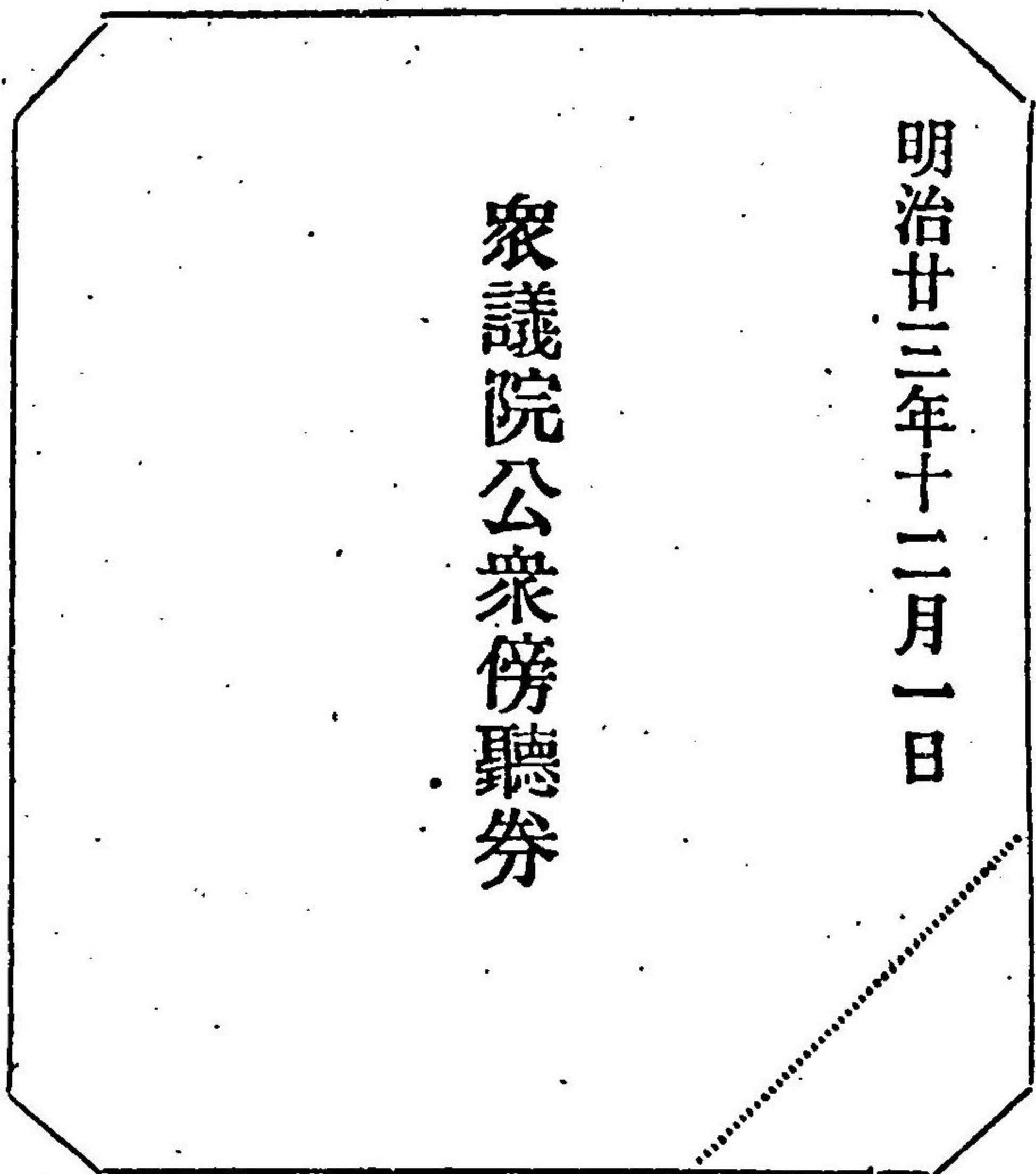


# 兩院傍聽規則

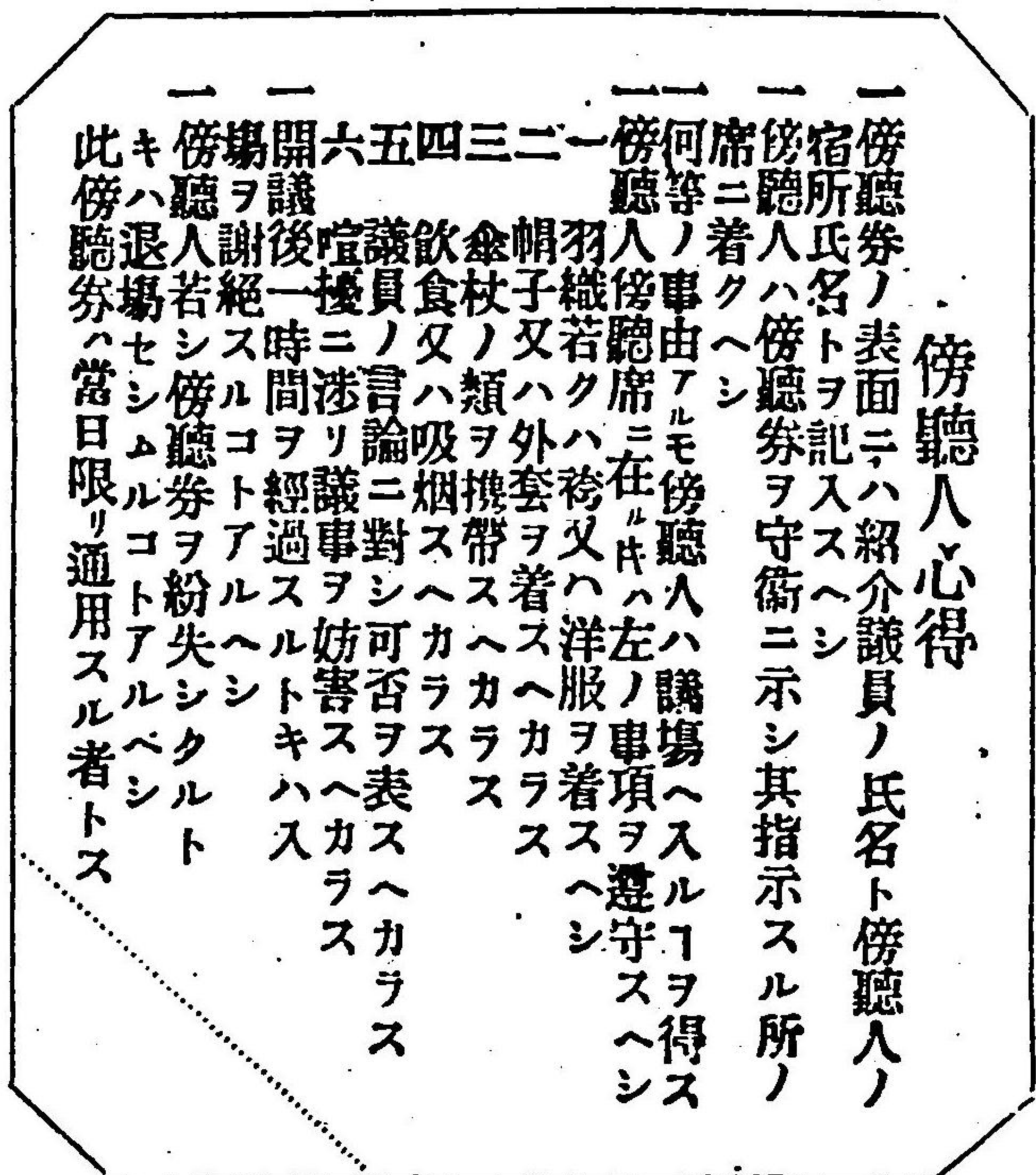
明治廿三年十二月一日

表

## 衆議院公衆傍聽券



裏



## 第十章 傍聽規則

第一百五十一條 傍聽席ヲ分テ皇族席、外交官席、衆議員席官吏席公衆席及新聞記者席トス

第一百五十二條 外國官ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ外務省ノ照會ニ依リ書記官長ハ其員數ヲ限リ傍聽券ヲ該者ニ送附スヘシ

第一百五十三條 官吏ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ所屬官廳ノ照會ニ依リ書記官長ハ其員數ヲ限リ傍聽券ヲ官庠ニ送附スヘシ

第一百五十四條 公衆ノ傍聽ヲ求ムル者ハ議員ノ紹介ニ依ルヘシ書記官長ハ豫メ公衆傍聽券ノ員數ヲ定メ之ヲ部長ニ送附シ部長ハ之ヲ部員ニ配布ス

第一百五十五條 議事開始ノ後一時間ヲ經過シ仍傍聽席ニ空位アリテ議員ノ紹介アルキハ書記官長ハ傍聽券ヲ交附スルコトヲ得

第一百五十六條 在東京政事新聞社ノ爲メニ一會期ニ通スル傍聽券二十枚ヲ交附シ各社ノ協議ヲ以テ之ヲ分配セシムヘシ

第一百五十七條 傍聽人ハ傍聽券ヲ守衛ニ示

シ其示指スル所ノ席ニ著クヘシ

第一百五十八條 凡ソ傍聽席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 羽織袴又ハ洋服ヲ着クヘシ
- 二 帽子又ハ外套ヲ着スヘカラス
- 三 傘杖ノ類ヲ携帶スヘカラス
- 四 飲食又ハ吸烟スヘカラス
- 五 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 六 喧嘩ニ涉リ議事ヲ妨害スヘカラス
- 七 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 八 喧嘩ノ言論ヲ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 九 開議ノ時間ヲ經過スルトキハ入場ヲ謝絶スルコトアルヘシ
- 十 傍聽人若シ傍聽券ヲ紛失シタルトキハ退場セシムルコトアルヘシ

此傍聽券ハ當日限り通用スル者トス

第六十條 戎器兇器ヲ携持シタル者及ヒ第六十一條 何等ノ理由アルモ傍聽人ハ議場ニ入ルコトヲ得ス

第六十二條 秘密會議ヲ開クノ決議アリタルキハ傍聽席騷擾ナルニ由リ總テ傍聽人ヲ退場セシムルキハ議長守衛ヲシテ其命令ヲ執行セシムヘシ

明治廿二年二月法律第二號議院法中傍聽ニ關スル條項左ノ通

第廿三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス

第卅七條 第卅八條 秘密會議傍聽スルヲ得



第五十八條 兩院協議會ハ傍聽スルヲ得ス  
 第五十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲スモノ  
 ナル場合ニ於テハ警察官廳ニ引渡サシ  
 ムルコトヲ得  
 全條二項 傍聽席騷擾ナルトキハ議長總テ  
 ノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得  
 四 傍聽者須知  
 傍聽券ヲ別チテ左ノ五種トス  
 第一 外國外交官傍聽券  
 白色ニシテ表面ニ番號アルモノハ一會  
 期間通用スルモノトス  
 第二 外國外交官傍聽券  
 右同色ニシテ番號ナシ此券ハ當日限り  
 通用スルモノトス  
 第三 新聞記者傍聽券  
 白色ニシテ四角ヲ切斷シタル券ノ表面  
 ニ番號アリ一會期間通用スルモノトス  
 第四 官吏傍聽券  
 赤色ニシテ番號ナシ當日限り通用スル  
 モノトス此券ハ傍聽人入口ニテ切斷シ  
 テ本人ヘ渡ス

第五 貴族院公衆傍聽券  
 赤色ニシテ四角ヲ切斷シテ番號ナ  
 シ當日限り通用スルモノトス此券ハ傍  
 聽人入口ニテ切斷シテ本人ニ渡ス  
 傍聽人參院セシトキハ廊下入口ニ於テ名刺  
 ヲ出サシメ名刺ナキトキハ之ヲ記セシメ傍  
 聽券ヲ檢シ携帶品ノ有無ニ注意シ且階上傍  
 聽人扣室ニ扣ヘシメ然ル後着スヘキ席ヲ指  
 示スヘシ  
 第一 傍聽券及入場取扱心得  
 傍手續ニ依リ之ヲ交付ス  
 第二 傍聽席ノ員數ヲ定ムル左ノ如シ  
 一 皇族 十席 一 外交官 三十席  
 一 貴族院議員 三十席 一 官吏 十五席  
 一 公衆 三百席 一 新聞記者 二十席  
 第三 傍聽券ハ豫メ左ノ割合ニ依リ交付ス  
 但外交官用ノ内十六枚新聞記者用ハ一  
 會期間通用トシ他ハ總テ當日限り通用ス  
 ルモノトス  
 一 外交官用 三十枚 一 貴族院議員用  
 三十枚  
 一 官吏用 十五枚 一 公衆用 三百

一 新聞記者用二十枚  
 第四 皇族ノ臨場アルトキハ高等官中ニテ  
 御控室ヨリ奉導シ守衛ヲ指揮シテ不都  
 合ナカラシムルモノトス  
 第五 外交官傍聽券ハ一會期間通用ト當日限  
 リ通用トニ拘ハラズ總テ外務省ノ照會  
 ニ依リ書記官長ニ申告シ其員數ヲ限り  
 該省ニ送付ス  
 但當日限りノ分ハ一日ニ豫メ十四  
 枚ヲ超ヘサルヲ要ス  
 第六 貴族院議員ノ傍聽券ハ一日ニ三十枚  
 ヲ限リ毎日貴族院庶務課ニ送付シ其交  
 付ヲ委託スルモノトス  
 貴族院議員參席セントスルトキハ傍聽  
 席入口ノ守衛ニ於テ傍聽券ヲ檢點スル  
 モノトス  
 第七 官吏傍聽券ハ各廳ヨリ照會アルトキ  
 ハ之ヲ書記官長ニ申告シ其員數ヲ限リ  
 該官廳ニ送付ス  
 第八 公衆傍聽券ハ毎日次會ノ分ヲ第一部  
 長ニ二十四枚其他ノ部長ニ二十三枚宛  
 ヲ送付シ各部長ハ之ヲ部員ニ配布スル  
 モノトス

正副議長ニハ毎日次會ノ公衆傍聽券各  
 一枚ヲ交付ス  
 第九 新聞記者傍聽券ハ在東京政治新聞社  
 總代人ニ交付シ各社協議ヲ以テ便宜之  
 ヲ共用セシム  
 第十 衆議院議員ニシテ貴族院ノ議事ヲ傍  
 聽セントスル者ノ爲メ豫テ貴族院ヨリ  
 其傍聽券三十枚ヲ受領シ請求者アル毎  
 ニ之ヲ交付ス  
 衆議院議員ニシテ貴族院傍聽席ニ入ラ  
 ントスルトキハ其出入口ニ於テ傍聽券  
 ヲ守衛ニ渡シ守衛ハ之ヲ衆議院庶務課  
 ニ返付スヘシ  
 第十一 議事開始ノ後一時間ヲ經過シ傍聽  
 席ニ空位アルトキハ其員數ヲ書記官長  
 ニ申告シ議員ノ紹介アルトキハ書記官  
 長ノ指揮ニ依リ傍聽券ヲ交付スヘシ  
 第十二 傍聽人參院シタルトキハ守衛ハ出  
 入口ニ於テ其傍聽券ヲ點檢シ有効券ハ  
 本人ニ返付スヘシ但當日限りニ係ルモ  
 ノハ總テ施線ヨリ截去スヘシ  
 第十三 傍聽人喫飯等之爲メ外出シ再ヒ昇  
 院スルトキハ守衛ハ傍聽券點檢ノ際券  
 面ニ記載セル月日ニ注意スヘシ



第十四 入場券ハ官用ニ付議場ニ入り國務大臣、政府委員又ハ議長ニ面接スル者ノ爲メニ設ル者トス

第十五 入場券ハ豫メ五枚ヲ各官廳ニ送付シ置キ一會期間其官廳ニ於テ共用スルモノトス

入場券ヲ所持シ參院シタルモノアルトキハ守衛ハ其入場券ヲ點檢シ之ヲ議場ニ導クヘシ

入場券ヲ所持セス參院シタルモノアルトキハ守衛ハ之ヲ庶務課ニ案内シ庶務課ヨリ當日限リ入場券ヲ交付シ入場セシムルモノトス

第十六 傍聽券ノ發送ヲ明ニスル爲メ左ノ二種ノ帳簿ヲ設ク

一 傍聽券原簿 二 傍聽券交付簿

第十七 傍聽券ヲ交付スル時ハ渾テ帳簿ニ種類月日員數ヲ記入シ接受者ノ印ヲ受ク其例如左 (式略)

此規則ハ兩院全シキ故一院ハ畧ス

(四) 傍聽人ノ喫飯所

兩院内ニテハ傍聽人喫飯ヲ許サレヌ且辨當屋其外諸商人ト交通スルヲ禁セラル、故(午前九時ヨリ午後四時頃迄)傍聽人ハ必ス

院外ニ出テ、喫飯セサルヲ得ス然ルニ此際ヨリ時トシテ姦商共俄ニ食料ヲ貪リ傍聽諸君ノ不便ヲ來シテ保セス故ニ今般豫メ左ノ家ヲ以テ傍聽者ノ喫飯所ト爲シ親切懇到ニ來客ヲ待テ望ニ應シテ和洋料理ヲ調進シ又辨當御持參ノ方々ノ爲メ喫飯室ヲ設ケ都テ傍聽諸君ノ便利ニ供スルノ所トス

兩院傍聽人ヨリ左折虎ノ門外今入町三十番地 鳥長 方

(五) 傍聽人ノ兩便所

上院ハ入口ヨリ向テ右ニ折レ第一通用門脇ノ煉瓦造リノ所ニシテ下院ハ入口ヨリ向テ左ニ折レ散步所ノ煉瓦造リノ所ヲ以テ其兩便所トス

(六) 非常心得及院内ヨリ郵書發送手續

開會中府下出火ノ節ハ一時混雜ナキ爲メ豫メ兩院ト警視廳ト電話器ヲ通シ置キ其都度即時ニ火元ヲ開合セ守衛吏ヲ以テ院内普ク之ヲ通知セシム

但シ各廊下及傍聽人扣所等ヘ之レヲ貼札スヘシ

又郵便函ヲ院内ニ設ケ傍聽人其外共郵書ヲ守衛吏ニ托セハ直ニ投函スヘシ

明治二十四年二月十八日印刷  
 明治二十四年二月二十日出版

定價五錢

編輯兼  
 行人

加藤 孫治郎

東京市京橋區米女町三十五番地

印刷人

武木 信賢

東京市京橋區米女町三十五番地

發賣所

秀英堂

長野縣上高井郡須坂町



2x103





9



028621-000-0

特29-672

初期帝国議会

加藤 孫治郎/編

M24

BAB-0413

